

# 広報紙発行事業補助金のお知らせ

＝ 裏面もご確認ください ＝

この事業は、町会・自治会の皆様が実施する広報紙発行事業の経費の一部を補助することで、情報を共有し、区民相互の信頼関係を築き、地域コミュニティの振興を図ることを目的としています。

## 1. 補助対象者

江東区と事務委託契約を締結している町会・自治会

## 2. 補助対象広報紙

町会等が**全構成員**及び地域住民に配布する広報紙で次の要件を満たすものです。

- (1) 年2回以上発行するもの
- (2) 印刷する用紙の大きさがB5以上のもの
- (3) 次のいずれかの記事を掲載するもの
  - ア 住民相互の親睦
  - イ 交通安全、防犯及び防災の周知
  - ウ 総会及び行事の案内及び実績報告
  - エ 活動への参画及び参加促進
  - オ 町会・自治会への加入促進



**※単発のイベントチラシ、掲示用のポスター等は補助金の対象とはなりません。**

## 3. 補助対象経費

上記2補助対象広報紙の発行事業に要する経費のうち次の費用が対象です。

- (1) 印刷業者に支払った印刷代金
- (2) 用紙及びインク購入費
- (3) コピー代金

## 4. 補助金の額

- (1) 同一町会・自治会に対し、同一年度内で6万円以内（ただし予算の範囲内とします。）
- (2) 補助金の額は1,000円単位とし1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てます。
- (3) 同一町会・自治会に対する補助金の交付は、同一年度内で1回に限ります。

## 5. 交付の申請受付

補助金の交付を希望する場合は、事業実施後、「江東区町会・自治会広報紙発行事業補助金交付申請書」に、**領収書（原本）及び明細書、広報紙等**を添付して提出してください。

**また、紙面に広告を掲載し、広告収入がある場合は、その額が確認できる書類をあわせて提出してください。補助対象経費から収入額を控除します。**

※領収書等は、発行年月日が令和5年1月1日～令和5年12月31日までのものとします。

令和6年1月1日以降のものは次年度に申請してください。

※申請書等の記入には、**消せるボールペンは使用しないでください。**

受付期間 令和5年11月1日（水）～令和6年1月5日（金）

審査期間 令和6年1月9日（火）～令和6年1月31日（水）

補助金交付 令和6年3月中旬頃 予定

※審査後、適当と認められたものは交付を決定し、請求の手続きをしていただきます。

なお、審査の結果、不適当と認められたものは却下となる場合もありますのでご了承ください。

## 6. 問合せ・提出先

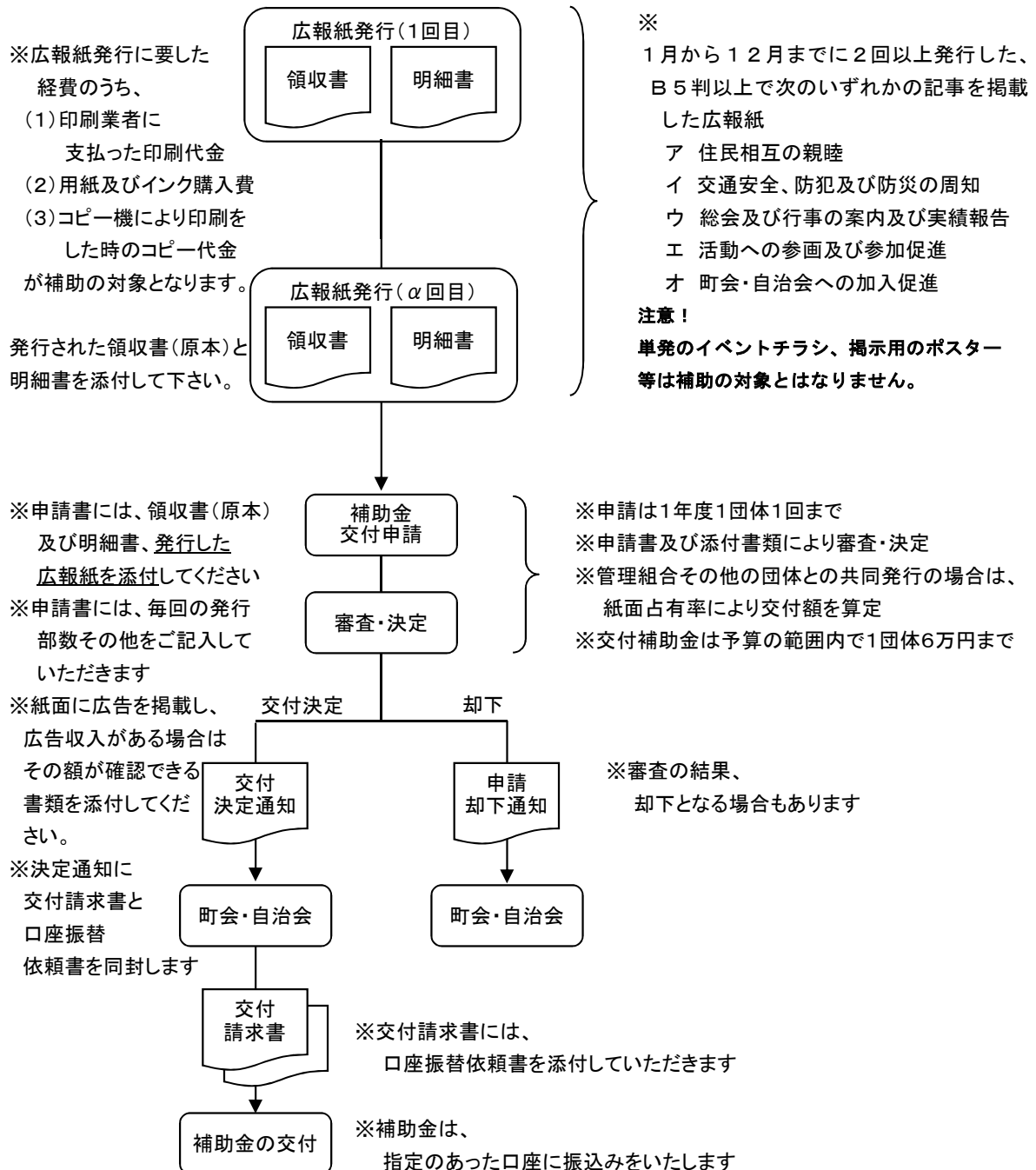
江東区地域振興部地域振興課地域振興係 堀・中沢 電話（3647）4962

# 事業の実施から補助金交付まで

＝ 裏面もご確認ください ＝

○ 補助対象期間を1月から12月といたします。

## 補助対象広報紙(年2回以上発行)



### 【ご注意】

この広報紙発行にかかる補助金交付事業では、チラシ、パンフレット、ポスター等及びこれらに類するものは補助の対象としていません。ご了承ください。